事 務 連 絡 令和5年5月17日

県指定居宅サービス事業所 (短期入所生活介護、短期入所療養介護 及び特定施設入居者生活介護を除く) 御中

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課

電子申請届出システムによる加算の届出について

本県の高齢者福祉行政の推進につきましては、日頃から御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、このたび、厚生労働省の電子申請届出システムを利用して、本県への加 算の届出を行うことができるようになりましたのでお知らせします。

1 電子申請届出システムのリンク先

https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/index.php ※県の電子申請システム (e-kanagawa) とは別のシステムです。

2 対象サービス

神奈川県が指定する、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具 貸与、特定福祉用具販売(各予防を含む)

3 対象手続

加算届(介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等 ベースアップ等支援加算を除く)

4 受付開始日

本日(5月17日)以降受け付けます。

5 届出方法

- (1) 提出様式は、郵送の場合の提出物から、加算届管理票と返信用封筒を除いたものとなります。
- (2) 様式及び添付資料を準備し、上記リンク先から届け出てください。システ

ムの操作方法については、マニュアルをご覧ください。

6 留意事項

- (1) 電子申請届出システムの利用には、GビズID(法人・個人事業主向け共 通認証システム)の取得が必要です (無料)。取得方法の詳細は https://gbiz-id.go.jp/top/を参照してください。
- (2) 対象サービス、対象手続は今後順次拡大していく予定です。対象外の申請・ 届出を提出しても受理されませんのでご承知おきください。
- (3) 市町村指定の事業所・サービスの電子申請届出システムの利用については、 各市町村にお尋ねください。
- (4) 届出の提出をした時、県が受付完了・差戻し・却下した時に、電子申請シ ステムに登録した電子メールアドレス宛てにお知らせしますので、確実に受 信できるメールアドレスを使用してください。
- 7 マニュアル等掲載場所

介護情報サービスかながわ

- → 書式ライブラリー
 - → 5. 国・県の通知
 - → 電子申請届出システムについて

(https://kaigo.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-3.html?topid=6&id=1177)

問合せ先 在宅サービスグループ 電話 045-210-1111 内線 4840